

## 高知大学国際交流支援事業委員会規則

令和8年5月15日  
規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学地域・世界つながり推進機構規則第14条第2項の規定に基づき、高知大学国際交流支援事業委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項等)

第2条 委員会は、高知大学における国際交流を支援する事業（以下「国際交流支援事業」という。）の実施に関する事項について審議する。

2 委員会は、前項に掲げる事項の審議のほか、国際交流支援事業の募集（募集要項の策定を含む。）及び助成に係る審査を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (2) 副学長（国際教育担当）
- (3) 副学長（国際連携担当）
- (4) 研究国際部長
- (5) 学務部長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事（総務・企画・危機管理担当）をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、第3条第2号から第5号までの委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ

ろによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、研究国際部地域連携課及び学務部国際教育支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年5月15日から施行する。